

千曲市空き家バンクリフォーム補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千曲市空き家バンク事業実施要綱（平成27年千曲市告示第3号。以下「実施要綱」という。）に定める空き家バンクへの物件登録並びに市内への移住及び定住を促進するため、空き家のリフォーム工事又は家財処分に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、千曲市補助金等交付規則（平成24年千曲市規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 実施要綱第2条に規定する空き家で、実施要綱第6条の規定により登録されたものをいう。
- (2) リフォーム工事 空き家の性能の回復又は向上のために行う修繕、模様替え又は設備改善をいう。
- (3) 転入者 過去において本市に居住したことがない者であって、この要綱による補助金の交付申請をした日前3年以内に初めて転入した者をいう。
- (4) 滞在者 他の市区町村に住民登録があり、定期的に市内に滞在する者をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 転入者又は滞在者であって空き家の売買又は賃貸借の契約を締結した者
- (2) 当該空き家の所有者の3親等以内の親族でない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団若しくは暴力団員又は警察当局から排除要請のない者
- (4) 同一世帯のいずれもが前住所地の市区町村又は千曲市に市税等（国民健康保険税、介護保険料、保育料、上・下水道料等を含む。）の未納がない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

- (1) 登録物件のリフォーム工事に係る経費で、次に掲げるいずれにも該当するもの
 - ア 別表に掲げる空き家バンクリフォーム工事に係る経費であること。
 - イ 経費（消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）の総額が、20万円以上であること。
 - ウ 市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者による工事の経費であること。
- (2) 登録物件に残存する家財処分に係る経費で、次に掲げるいずれにも該当するもの。ただし、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に基づく特定家庭用機器廃棄物の処理に要する料金を除く。
 - ア 居住部分において、使用されず残置された状態の別表に掲げるものの処分に要する経費であること。
 - イ 経費の総額が、5万円以上であること。
 - ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条に規定する一般廃棄物処理業の許可を受けている市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者による処分の経費であること。

2 前項の規定により算定した補助対象経費に次に掲げる経費が含まれるときは、これを除いた残りの経費を補助対象経費とする。

- (1) 国、県、市等から他の制度の補助の対象となる経費
- (2) その他市長が補助対象経費として適当でないと認める経費
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表に掲げる区分に応じ定める額とし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

2 補助金は、別表に掲げる区分に応じそれぞれ1回限りとする。
(交付申請期間)

第6条 補助金の交付申請を行うことができる期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) リフォーム工事に係る期間

ア 売買契約日又は初めの賃貸借契約日から起算して1年を経過する日までの期間

(2) 家財処分に係る期間

ア 登録物件が空き家バンクに初めて登録された日から起算して1年を経過する日までの期間（空き家登録者に限る。）

イ 売買契約日又は初めの賃貸借契約日から起算して1年を経過する日までの期間（利用登録者に限る。）

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、千曲市空き家バンクリフォーム補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(1) リフォーム工事

ア 事業計画書（様式第2号）

イ 空き家バンクリフォームの承諾書（様式第3号）（賃貸借の場合に限る。）

ウ 売買契約書又は賃貸借契約書の写し

エ 工事に係る経費の明細書及び見積書の写し

オ 空き家の位置図及び平面図（リフォーム工事の予定箇所を明記したもの）

カ 工事に着手する前の空き家の外観及び工事予定箇所の写真

キ 空き家入居者の世帯全員の住民票

ク 市税の納付確認に関する同意書又は本市に転入する前に居住していた市区町村が発行する納税証明書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 家財処分

ア 売買契約書又は賃貸借契約書の写し（利用登録者に限る。）

イ 撤去及び処分に係る経費の明細書及び見積書の写し

ウ 撤去及び処分に要する家財等が写る居住部分の室内の写真

エ 撤去及び処分に係る所有者の同意が得られたことを証する書類（賃貸借の場合に限る。）

オ 市税の納付確認に関する同意書又は本市に転入する前に居住していた市区町村が発行する納税証明書

カ アからオまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、リフォーム工事又は家財処分（以下「補助事業」という。）を実施する前にしなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、その結果を千曲市空き家バンクリフォーム補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の変更又は中止等）

第9条 補助金の交付決定を受けた申請者は、補助事業の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止するときは、千曲市空き家バンクリフォーム補助金交付事業変更・中止承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更の場合は、この申請書の提出を省略できるものとする。

2 市長は、前項の変更・中止承認申請書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、その結果を千曲市空き家バンクリフォーム補助金変更等交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 申請者は、当該補助事業を完了したときは、千曲市空き家バンクリフォーム補助金交付事業実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 建築確認検査済証の写し（建築確認が必要な建築行為の場合に限る。）
- (2) 当該補助事業に係る経費の領収書又は金融機関振込控えの写し
- (3) 当該補助事業を行った箇所の完了後の写真
- (4) 補助事業物件へ転入した記載のある住民票
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

2 前項に規定する実績報告書の提出期限は、補助事業完了の日から30日以内又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の確定)

第 11 条 市長は、実績報告書の提出があったときは、これを審査し、必要に応じて現地を調査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の額を決定し、千曲市空き家バンクリフォーム補助金確定通知書(様式第 8 号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 12 条 申請者は、補助金の交付を請求するときは、千曲市空き家バンクリフォーム補助金交付請求書(様式第 9 号)により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求書を受理したときは、請求金額を確認し、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第 13 条 規則第 17 条及び第 18 条に定めるもののほか、市長は、次のいずれかの事由が生じたときは、その交付決定を取り消し、補助金の交付を受けた者に対し、補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。

(1) 補助事業の対象となった空き家を、補助金の交付を受けた日から 10 年以内に取り壊し、又は売却したとき。

(2) 補助事業の対象となった空き家から、申請者及びその世帯員全員が、補助金の交付を受けた日から 10 年以内に転出又は転居したとき。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和 4 年 9 月 30 日限り、その効力を失う。ただし、同日前に第 8 条に規定する交付の決定を受けた者については、なおその効力を有する。

別表(第 4 条・第 5 条関係)

区分	対象となる経費		補助率
空き家バンクリフォーム工事	建築設備	電気、上下水道設備のリフォーム・新設、給湯器の新設・交換、浴室、トイレ、台所及びこれらに附属する備品類のリフォームに要する費用	2分の1以内。 ただし、100万円を限度とする。
	主要構造部	壁、柱、床、はり及び屋根のリフォームに要する費用	
	その他	内装、畳、ふすま、障子及びガラス（サッシ）の交換等に要する費用	
家財処分	電化製品、家具その他の家財道具		2分の1以内。 ただし、10万円を限度とする。